

藤沢市小規模保育事業の認可に係る審査基準

(趣旨)

第1条 この審査基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（以下「小規模保育事業」という。）について、法及び藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号。以下「条例」という。）に定めるものほか、認可の申請にあたっての必要な基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

(経済的基礎)

第2条 法第34条の15第3項第1号に規定する経済的基礎とは、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (1) 小規模保育事業を行う事業所（以下「小規模保育事業所」という。）の物件について、所有権を有していること又は賃借物件の場合にあっては、賃借料の1月分に相当する資金を普通預金及び当座預金等により有していること。
- (2) 前号で定めるもののほか、当該事業の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金及び当座預金等により有していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き中の事業者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き中の事業者でないこと。

2 前項に定めるもののほか、当該認可を受けようとする主体（以下「申請主体」という。）が小規模保育事業以外の事業を行っている場合は、直近の会計年度において、当該申請主体における全体の財務内容について、3年以上連續して損失を計上していないこと。

(社会的信望)

第3条 法第34条の15第3項第2号に規定する社会的信望とは、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (1) 藤沢市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団等と関係がないこと。
- (2) 税金（法人税、消費税、地方消費税、都道府県税、市町村税等）を滞納していないこと。
- (3) 申請主体の管理又は運営する他の保育施設又は保育事業において、過去に児童の死亡事故又はそれに準じる重大な事故を起こしていないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、申請主体の資質及び社会的信用の面から適切な業務運営が期待できないことが示される行為を行っていないこと。

(社会福祉事業に関する知識又は経験)

第4条 法第34条の15第3項第3号に規定する社会福祉事業に関する知識又は経験とは、第1号及び第2号のいずれにも該当すること又は第3号に該当すること。

- (1) 実務を担当する幹部職員が、保育所等（保育所、保育所以外の児童福祉施設、

認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業をいう。）において2年以上勤務した経験を有する者、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者、又は経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

- (2) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（小規模保育事業の運営に関し、当該事業の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。
- (3) 経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

(非常災害対策)

第5条 条例第7条第1項に規定する非常災害に対する具体的計画は、同項に規定する訓練その他非常災害時における小規模保育事業の対応について定めるものとする。

(職員の知識及び技能の向上等)

第6条 条例第9条第2項の規定による研修の機会の確保は、職員に対する研修の実施時期、その内容等に関する計画を作成することにより行うものとする。

(食育の計画)

第7条 条例第15条第5項に規定する食育は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針を踏まえ作成する計画に基づき実施されなければならない。

(苦情への対応)

第8条 条例第21条第1項に規定する措置は、次に掲げる事項に関する規程等を整備することにより行うものとする。

- (1) 苦情受付担当、苦情解決責任者その他苦情解決体制
 - (2) 苦情解決のための手続き
 - (3) 前2号に係る利用乳幼児の保護者及び事業所職員等に対する周知方法
- 2 苦情の公正な解決を図るため、苦情解決に当たっては、その事業所の職員以外の者（以下「第三者委員」という。）を関与させるものとする。
- 3 前項に規定する第三者委員の設置形態、要件その他基準は、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年雇児発第575号厚生省児童家庭局長通知）に定めるところによるものとする。

(保育の内容等)

第9条 条例第25条の規定に基づく保育の提供に当たっては、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 計画の作成
 - ア 保育課程及び指導計画
 - イ 利用乳幼児の健康増進に関する保健計画
 - ウ 保育に従事する者及び小規模保育事業所の自己評価の実施に関する計画
- (2) 開所時間 1日の開所時間は、原則として11時間以上とし、地域におけ

る乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者が定めること。

- (3) 休業日 原則として日曜、祝日及び1月29日から1月3日までとする。なお、休業日以外の日に休業する場合は、事前に利用者に対して十分な説明を行い、理解を得なければならない。

(保護者との連絡)

第10条 条例第26条に規定する保護者との連絡は、その方法及び頻度等が利用者との契約等において定められていなければならない。

(設備の基準)

第11条 条例第28条（同第32条において準用する場合を含む。）及び同第33条に規定する設備については、次の基準に適合していること。

- (1) 乳児室又はほふく室及び保育室又は遊戯室は、建築物の内法面積から固定された備品等の面積を控除して算定したもの（以下「有効面積」という。）が、面積基準をそれぞれ満たしていること。なお、これらの部屋を複数有する場合の有効面積は、各部屋の面積を合計して差し支えないものとする。
- (2) 乳児室又はほふく室及び保育室又は遊戯室において、乳児と幼児を同じ部屋で保育する場合は、ベビーサークル等で区画し、乳児の安全確保を図ること。
- (3) 屋外遊戯場が当該事業所の付近にある代替地であった場合は、次のいずれにも該当すること。
- ア 屋外遊戯場の面積基準を満たしていること。
- イ 屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、小規模保育事業所から代替地までの距離が乳幼児同伴においても徒歩10分程度であり、その移動に当たって安全対策が講じられていること。
- ウ 当該公園、広場、寺社境内等の所有権等を有するものが、地方公共団体又は公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体等、事業所による安定的、かつ、継続的な使用が確保されると認められるものであること。

(小規模保育事業所を建物の2階以上に設ける場合の基準)

第12条 小規模保育事業所を建物の2階以上に設ける場合は、それに係るすべての構造設備について、最も高い階に設ける場合の基準に適合していること。

2 条例第28条第9号（同第32条において準用する場合を含む。）及び同33条第9号に規定する待避上有効なバルコニーとは、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (1) バルコニーの床は準耐火構造とすること。
- (2) バルコニーは十分に外気に開放すること。
- (3) バルコニーの待避に利用する各部分から2メートル以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。
- (4) 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は、0.75メートル以上、高さは、1.8メートル以上、下端の床面からの高さは、0.15メートル以下とすること。
- (5) バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階における保育室等の面積

の概ね8分の1以上とし、幅員概ね3.5メートル以上の道路又は空地に面すること。

- 3 条例第28条第9号（同第32条において準用する場合及び同33条第9号を含む。）に規定する屋外傾斜路又はこれに準ずる設備とは、乳幼児の避難に適した構造であること。また、準ずる設備とは、非常用滑り台であること。
- 4 条例第28条第9号ウ（同第32条において準用する場合及び同33条第9号を含む。）に規定する避難上有効な位置とは、同号イに掲げる施設又は設備が、小規模保育事業所の各場所に配置され、一方の付近で火災が発生した場合等に他方が使用できなくなるような事態が生じないようなものであること。
- 5 条例第28条第9号エ（ア）（同第32条において準用する場合及び同33条第9号を含む。）に規定するスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものとは、「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」（昭和63年消防予第136号消防庁予防課長通知）に規定するパッケージ型自動消火装置等とする。
- 6 条例第28条第9号エ（イ）（同第32条において準用する場合及び同33条第9号を含む。）に規定する自動消火装置とは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）第11条に定めるものをいい、その構造は、調理器具の種類に応じ次に掲げる装置から適切なものを選択すること。
 - (1) レンジ用簡易自動消火装置
 - (2) フライヤー用簡易自動消火装置
 - (3) レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置
 - (4) フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置

（職員）

第13条 条例第29条第1項、同31条第1項及び同34条第1項に規定する調理業務の全部を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号）の2から6に準じられていること。

- 2 条例第29条第2項に規定する小規模保育事業A型の保育士の数については、次の表の左欄に掲げる年齢区分ごとに右欄に掲げる数でそれぞれ除したもの（小数点以下第2位切り捨て）の合計（小数点以下四捨五入）に、1を加えた数以上の人数が常勤職員として確保されていること。

年齢区分（クラス年齢）	除する数
乳児	3
1歳以上3歳に満たない幼児	6
3歳以上4歳に満たない児童	20
4歳以上の児童	30

- 3 小規模保育事業A型における本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、利用乳幼児の待遇水準の確保が図られる場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、前項の規定にかかわらず、保育士の数に常勤以外の保育士（以下「短時間勤務保育士」と

いう。) を充てることができる。この場合において、前項の保育士数の算定に当たっては、短時間勤務保育士の1月の勤務時間の合計を当該事業所の就業規則等で定められている常勤の保育士の1月の勤務時間数で除したもの(小数点以下切り捨て)を常勤換算値として適用する。

- (1) 常勤の保育士が組、グループその他の保育の実施単位に1名以上(乳児を含む保育の実施単位であって、当該単位に係る保育士の数が2名以上となる場合は2名以上)配置されていること。
- (2) 常勤の保育士に代えて短時間勤務保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

4 条例第31条第2項に規定する小規模保育事業B型の保育従事者の数については、次の表の左欄に掲げる年齢区分ごとに右欄に掲げる数でそれぞれ除したもの(小数点以下第2位切り捨て)の合計(小数点以下四捨五入)に、1を加えた数以上の人数が常勤職員として確保されていること。

年齢区分(クラス年齢)	除する数
乳児	3
1歳以上3歳に満たない幼児	6
3歳以上4歳に満たない児童	20
4歳以上の児童	30

5 小規模保育事業B型における本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、利用乳幼児の処遇水準の確保が図られる場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、前項の規定にかかわらず、保育従事者の数に常勤以外の保育従事者(以下「短時間勤務保育従事者」という。)を充てることができる。この場合において、前項の保育従事者数の算定に当たっては、短時間勤務保育従事者の1月の勤務時間の合計を当該事業所の就業規則等で定められている常勤保育従事者の1月の勤務時間数で除したもの(小数点以下切り捨て)を常勤換算値として適用する。なお、保育士の数については、前項の規定により算出された保育従事者の数の4分の3(小数点以下四捨五入)を全ての時間において常に上回ること。

- (1) 常勤の保育従事者が組、グループその他の保育の実施単位に1名以上(乳児を含む保育の実施単位であって、当該単位に係る保育従事者の数が2名以上となる場合は2名以上)配置されていること。
- (2) 常勤の保育従事者に代えて短時間勤務保育従事者を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育従事者を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

6 条例第29条及び同第31条に規定する調理員又は同第34条に規定する家庭的保育者及び調理員については、毎月検便を実施すること。

7 条例第34条に規定する小規模保育事業C型の家庭的保育者とは、保育士資格、保健師資格又は看護師資格を有する者であること。

(建築基準法への適合)

第14条 事業を実施する事業所は、建築基準法第7条各号の規定を遵守していること及び昭和56年6月1日に施行された建築基準法における耐震基準を満たしていること。

附 則

この審査基準は、平成27年4月1日から施行する

附 則

この審査基準は、平成28年11月1日から施行する